

三田市子ども計画(案)についての市民意見募集(パブリックコメント)について

令和6年11月8日の三田市子ども審議会からの答申を受けて、「三田市子ども計画(案)」(以下、「計画」という。)を策定しました。

下記のとおり、市民意見募集(パブリックコメント)を実施します。

記

1 意見募集(パブリックコメント)の実施

- (1) 予定期間：令和6年12月6日(金)～令和7年1月6日(月)到着分まで
- (2) 提出方法：ロゴフォームでの提出または意見書(任意の様式)に住所・名前・電話番号等を記入し、持参、郵送、ファクス、eメールのいずれかで提出
- (3) 閲覧場所：市子ども政策課、まちづくり協働センター、総合福祉保健センター、各市民センター(8か所)
 ※上記閲覧場所以外に市ホームページに掲載予定。また、提出された意見は、概要を整理後、市の考え方とともに市ホームページで公表
- (4) 募集周知：広報誌12月号及びホームページへ掲載

2 三田市子ども審議会の実施状況

年月日	会議等	内容
令和5年11月30日	令和5年度第2回 三田市子ども審議会	・計画の策定に向けた市民アンケート調査の実施、市民アンケート調査の設問構成等
令和6年3月21日	令和5年度第3回 三田市子ども審議会	・三田市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査等結果(第1次報告)
令和6年6月21日	令和6年度第1回 三田市子ども審議会	・第2期三田市子ども・子育て支援事業計画の実施状況 ・次期計画策定に向けたニーズ調査等結果概要
令和6年7月26日	令和6年度第2回 三田市子ども審議会	・計画の骨子、基本理念・施策体系 第1章～3章(素案)
令和6年8月23日	令和6年度第3回 三田市子ども審議会	・計画の基本理念(案)等及び第4章(素案)
令和6年9月27日	令和6年度第4回 三田市子ども審議会	・計画(素案)及び第5章(第3期子ども・子育て支援事業計画)(案) ※量の見込みと確保方策
令和6年10月25日	令和6年度第5回 三田市子ども審議会	・計画(答申案)

3 今後のスケジュール

令和6年12月6日～令和7年1月6日 パブリックコメント受付
令和7年2月 3月定例会市議会上程
令和7年4月 計画スタート

4 計画の概要 **別冊「三田市こども計画(案)」**

(1) 計画期間 令和7年度から令和11年度

(2) 計画の位置づけ

- ・「こども基本法第9条」に基づく「こども大綱」を勘案した市町村こども計画。
- ・その他、下記の子ども・若者に関する計画を包含する総合的な計画と位置付けます。

- ・ 子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画（第3期事業計画）
- ・ 次世代育成支援対策推進法第8条に基づく市町村行動計画
- ・ こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に基づく市町村計画
- ・ 子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく市町村子ども・若者計画
- ・ 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律第11条に定める成育医療等基本方針に基づく市町村計画

(3) 計画の対象

- ・ 対象は妊娠期から、出産、乳幼児期、学童期、思春期、青年期以降の概ね39歳までを主な対象とします。

0歳		6歳		12歳		18歳		39歳	
妊娠期	出産	乳幼児期	学童期	思春期	青年期以降				

※概ねの年齢区分

※本計画において、「子ども」は概ね18歳未満を、「若者」は概ね18歳から39歳までを指すものとします。
また、「子ども」と「若者」は、一部重複します。

(4) 計画の構成

こども基本法の趣旨を踏まえ、子ども・若者の権利を尊重し、全ての子ども・若者の幸せや健やかな成長を応援するとともに、これから子育てをする人や子育て家庭が、安心して子どもを生き育てることができるまちづくりを推進するため、下記のとおり計画構成を設定します。

基本理念 子ども・若者の権利と幸せを守る「こどもまんなかのまち」さんだ

施策体系 子どもの「ライフステージ別の事項」・「ライフステージを通じた事項」、「子育て家庭を支援する地域づくり」を施策の柱として、3つの基本目標、29の施策（重点施策を含む）、それに伴う取り組みを展開

…【計画 P32-37】

成果指標 ニーズ調査結果などから、重点施策等の成果指標を設定
子ども家庭センター合同ケース会議の実施割合、子ども食堂の数、
子ども・若者の権利に関する啓発・研修等の事業数、多世代交流館での
ボランティア活動者数 など …【計画 P102 挟込 A3 資料】

- 量の見込みと確保方策** 子ども・子育て支援法に基づくサービスの種類毎に必要な量を見込んだもの(6つの新規事業含む) ……【計画P86-100】
- ・教育・保育の量の見込みと確保方策
 - ・地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

5 審議会での主な意見と特徴的な施策

(1) 審議会での主な意見

- 身近なところで切れ目なく相談できる支援体制の充実
 - ・SNSを使って積極的に情報を発信し、支援にたどり着けるようにしたり、メンタル面のサポートや、人と人がつながる場の提供があるとよい。
- 安全・安心な居場所づくりの推進
 - ・子どもの安心・安全や貧困対策の視点からも、多様な活動団体等との連携や協働につながる環境づくりが必要。
- 不登校、いじめ、問題行動への対応
 - ・子どもたちが身を守ることができるよう、情報リテラシー教育や保護者への啓発、警察等との連携が必要である。
- 子ども・若者の権利に関する理解促進と啓発
 - ・ジェンダー平等に対する取り組みについて、市では学校等で適切に実施されているので、計画に記載した方がよい。

(2) 計画における特徴的なポイント

本計画では、3つの基本目標において次の特徴的な施策の方向性を盛り込みました。

基本目標Ⅰ

- ・子ども・若者の「ライフステージ別の事項」として、「妊娠・出産期、就学前期」、「学童・思春期」、「青年期」と子どもの成長段階に応じた施策を設定しました。

基本目標Ⅱ

- ・子ども・若者の「ライフステージを通じた事項」として、子ども・若者の権利に関する理解促進と啓発、子ども・若者の意見表明や参加機会の充実等を新たに盛り込みました。

基本目標Ⅲ

- ・保護者同士の仲間づくりの機会等の提供や、子育て支援に関わる担い手の育成、多様な担い手同士の交流の促進、連携・協働につながるネットワークづくりの取り組みについて盛り込みました。

(3) 施策体系

めざす将来像(基本理念)

子ども・若者の権利と幸せを守る「子どもまんなかのまち」さんだ

基本目標Ⅰ 子ども・若者の健やかな成長のための切れ目ない支援【ライフステージ別の事項】

1. 妊娠・出産と乳幼児期の子どもの健全な育成を支援します **重点施策1**

- (1) 妊娠・出産期の心と身体の健康づくりの推進
- (2) 乳幼児期の子どもと保護者の健康づくりの推進
- (3) 就学前教育・保育の充実
- (4) 身近なところで切れ目なく相談できる支援体制の充実

妊娠・出産期、
就学前期

2. 就学期の子どもに生きる力と豊かな感性を育む環境づくりを進めます

- (1) 学童・思春期の心と身体の健康づくりの推進
- (2) 安全・安心な居場所づくりの推進 **重点施策2**
- (3) 不登校、いじめ、問題行動等への対応
- (4) 将来のための知識に関する教育や啓発の推進

学童・思春期

3. 子ども・若者の主体性を尊重し自立を促進します

- (1) 地域におけるふれあい・助け合いの推進
- (2) 就労支援、自立支援に向けた支援
- (3) 結婚を希望する方への支援・新生活への支援

青年期

基本目標Ⅱ 子ども・若者を権利主体とした心豊かな育ちの応援【ライフステージを通した事項】

1. 子ども・若者の個性や可能性を伸ばすことを応援します **重点施策3**

- (1) 子ども・若者の権利に関する理解促進と啓発
- (2) 子ども・若者の発達に応じた多様な体験活動や学びの場の充実と活躍の支援
- (3) 子ども・若者の意見表明や参加機会の充実

2. 様々な状況にある子ども・若者や家庭が安心して暮らせるよう支援します

- (1) ひとり親家庭への支援
- (2) 障害のある子どもへの支援
- (3) 児童虐待や体罰防止、ヤングケアラー支援等の取り組み強化 **重点施策4**
- (4) 外国にルーツのある子ども・若者への支援

3. 生活困窮を抱える家庭の子ども・若者が等しく成長できるよう支援します (三田市子どもの貧困の解消に向けた対策計画)

- (1) 早期発見・早期支援の体制の強化
- (2) 保護者に対する就労支援・経済的支援
- (3) 居場所づくり・学習・進学への支援

基本目標Ⅲ 子ども・若者と家庭の子育てを支援する地域づくり

1. 子ども・若者をまんなかに地域が見守り助け合う環境づくりを促進します **重点施策5**

- (1) 親育ちへの支援強化
- (2) 子育て・子育て支援への参加促進とネットワークづくり
- (3) 学校・家庭・地域の連携と協働

2. 必要な子育て支援がいつでも、もれなく受けられるよう支援します

- (1) 多様な教育・保育・子育て支援サービスの充実
- (2) 仕事と家庭を両立しやすい環境づくりの推進
- (3) 子育てに要する経済的な負担の軽減

3. 子ども・若者・子育て家庭が住み続けたい生活環境の向上を進めます

- (1) 子ども・若者を犯罪や交通事故等から守る環境づくりの推進
- (2) 子育て・子育てにやさしい生活環境づくりの推進

(4) 重点施策

重点施策1

妊娠・出産と乳幼児期の子どもの健全な育成を支援します

- 妊娠から出産をスタートとした伴走型の相談支援や、子ども家庭センターを中心とした乳幼児期から子育て期にわたる切れ目のない身近な相談支援を強化
- 産後ケア事業等による産後の心身のサポートを充実

- (1) 妊娠・出産期の心と身体の健康づくりの推進
- (2) 乳幼児期の子どもと保護者の健康づくりの推進
- (3) 就学前教育・保育の充実
- (4) 身近なところで切れ目なく相談できる支援体制の充実

重点事業	指標	R5年度（現状値）	R11年度（目標値）
産後ケア事業	利用割合	5.6%	30%
子ども家庭センター	合同ケース会議の実施割合	1%	25%

■妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）の量の見込みと確保方策

（単位：回年）

		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み （回年）	妊娠届出数	451	458	450	435	426
	1組当たりの面談回数	3	3	3	3	3
	面談実施合計回数①	1,353	1,374	1,350	1,305	1,278
確保方策 （回年）	子ども家庭センター	1,353	1,374	1,350	1,305	1,278
	上記以外で業務委託	0	0	0	0	0
	計②	1,353	1,374	1,350	1,305	1,278
差引（②-①）		0	0	0	0	0

【量の見込み】

市内の出生数の見込みに基づく妊娠届出数から対象者数を算定し、1組（妊婦及びその配偶者等）当たりの面談回数を3回として、見込み量を算出しています。

【確保方策】

妊娠届出時や乳幼児家庭全戸訪問事業等の他の事業実施の機会に合わせて妊婦等包括相談支援事業を行い、量の見込みへの対応を図ります。

■産後ケア事業の量の見込みと確保方策

（単位：人日）

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み（人日）①	210	226	248	263	272
確保方策（人日）②	210	226	248	263	272
差引（②-①）	0	0	0	0	0

【量の見込み】

出生数の見込みに基づく産婦数とニーズ調査において示された潜在的ニーズや利用実績等を考慮した利用見込みを基準に、見込み量を算出しています。

【確保方策】

今後も事業の周知を図るとともに、より安心して産後の生活を送ることができるよう制度整備に努めながら、量の見込みへの対応を図ります。

重点施策2

安全・安心な居場所づくりの推進

- 国の「こどもの居場所づくりに関する指針」を踏まえ、子ども・若者が安全・安心に過ごすことができるよう、放課後子ども教室や放課後児童クラブを安定的に運営
- 子ども食堂など地域で子どもの居場所づくりに取り組む多様な活動団体等との連携・協働等

(2) 安全・安心な居場所づくりの推進

重点事業	指標	R5年度（現状値）	R11年度（目標値）
放課後子ども教室	開催日数	1,377日	6,800日 （5年間延べ）
地域で居場所に取り組む団体への支援	子ども食堂の数	11か所	15か所

重点施策3

子ども・若者の個性や可能性を伸ばすことを応援します

- こども基本法の6つの基本理念を踏まえ、子ども・若者が権利の主体であることが市民全体に広く理解されるよう、多様な機会や手法を活用した普及・啓発や多様な体験活動等を推進
- 子ども・若者が地域の一員として意見を表明できる機会確保に努め、まちづくりに参画できる環境づくりを推進

- (1) 子ども・若者の権利に関する理解促進と啓発
- (2) 子ども・若者の発達に応じた多様な体験活動や学びの場の充実と活躍の支援
- (3) 子ども・若者の意見表明や参加機会の充実

重点事業	指標	R5年度（現状値）	R11年度（目標値）
子どもの権利に関する啓発や学習機会の充実	子ども・若者の権利に関する啓発・研修等の事業数	3事業	増加
子ども・若者の意見表明や参画の機会の充実	子ども・若者の意見表明の機会につながる事業数	5事業	増加

重点施策4

児童虐待や体罰防止、ヤングケアラー支援等の取り組み強化

- 支援を必要としている子どもや家庭を早期に把握し、「子ども家庭センター」を中心とした児童虐待等の未然防止や相談支援体制の強化
- ヤングケアラーの状況を早期に把握し、必要なサービス支援につなげる体制の整備

- (3) 児童虐待や体罰防止、ヤングケアラー支援等の取り組み強化

重点事業	指標	R5年度（現状値）	R11年度（目標値）
親子関係形成支援事業	ペアレントトレーニングの参加者数	60人	300人 (5年間延べ)
こども家庭ソーシャルワーカー資格者の配置	こども家庭ソーシャルワーカー資格者配置数	現状なし	5人 (5年間延べ)

■親子関係形成支援事業の量の見込みと確保方策

(単位：人)

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み(人) ①	60	60	60	60	60
確保方策(人) ②	60	60	60	60	60
差引(②-①)	0	0	0	0	0

【量の見込み】

令和6年度における全児童数(0~17歳)に占める対象児童数と将来見通し児童数を基準に見込み量を算出しています。

【確保方策】

受講者のニーズに応じた事業を実施することにより、量の見込みへの対応を図ります。

■子育て世帯訪問支援事業の量の見込みと確保方策

(単位：人日)

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み(人日) ①	190	190	190	190	190
確保方策(人日) ②	190	190	190	190	190
差引(②-①)	0	0	0	0	0

【量の見込み】

令和6年度における全児童数(0~17歳)に占める対象児童数と将来見通し児童数を基準に見込み量を算出しています。

【確保方策】

事業の周知を図るとともに、支援を必要とする家庭に対して適切に事業を実施することにより、量の見込みへの対応を図ります。

重点施策5

子ども・若者をまんなかに地域が見守り助け合う環境づくりを促進します

- 保護者同士の交流を通じた仲間づくりの機会や、子育てに関して学べる場の提供、子育て支援に関わる担い手の養成・育成活動
- 多様な担い手同士の交流を促進し、連携・協働につながるネットワークづくり

- (1) 親育ちへの支援強化
- (2) 子育て・子育て支援への参加促進とネットワークづくり
- (3) 学校・家庭・地域の連携と協働

重点事業	指標	R5年度（現状値）	R11年度（目標値）
子育てグループの支援	多世代交流館での子育てグループ数	8グループ	13グループ
多世代交流館でのボランティア養成・育成	多世代交流館でのボランティア活動者数	1,739人	1,774人